

学生定期健康診断を受診できない方へ

学校保健安全法で毎年定期的に健康診断を実施することが義務づけられており、全ての学生が対象です。

学生定期健康診断を受診することができない方は外部医療機関で自己負担にて健康診断を受け、健康診断書のコピーを保健室まで提出してください。法学部では未受診の方に対する予備日は設けていません。

注意事項

- 1 対象年度内に医療機関で受診した健康診断書を提出してください。
例えば、令和8年度の健康診断の代用には、受診日が令和8年4月1日以降の健康診断書が必要です
- 2 胸部X線検査については医師判定が必要です。
医師判定とは所見に対して「異常なし」「1年後再検査」「要精密検査」といった判定を指します。
- 3 結果は抜粋せずにすべてのページをコピーし、紙面で提出してください。
- 4 大学で指定や提携をしている医療機関はありません。大学近隣にある医療機関の案内を希望の場合は保健室まで相談してください。
- 5 健康診断は保険診療の適用とならないため治療費の全額を負担する自費診療です。日本大学校友会準会員診療費助成制度の対象となりません。
- 6 学校医との面談まで終了した場合、学生定期健康診断を受診したものとして取り扱い、健康診断証明書の発行ができるようになります。
- 7 学生定期健康診断検査項目
①身長 ②体重 ③胸部X線検査 ④視力検査（矯正視力で測定） ⑤内科診察
⑥尿検査（蛋白・糖・潜血）
- 8 提出先
日本大学法学部保健室
- 9 提出期限
令和8年5月29日（金）

法学部保健室